府政防第 6 0 1 号 消 防 災 第 6 0 号 令和 3 年 5 月 1 0 日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官(防災担当)付 参事官(総括担当)

消防庁国民保護·防災部防災課長

(公 印 省 略)

災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の 災害対策基本法等の運用について

災害対策基本法等の一部を改正する法律(令和3年法律第30号。以下「改正法」という。)、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和3年政令第153号。以下「整備令」という。)及び災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令(令和3年内閣府令第30号。以下「改正府令」という。)の内容については、「災害対策基本法等の一部を改正する法律について」(令和3年5月10日付府政防第600号・消防災第63号)により通知したところですが、下記に、改正法等の趣旨及びその適正な運用に当たっての留意点を示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いします。併せて、地域防災計画の修正など必要な見直しを速やかに進められるようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

また、下記中に用いる略語は以下のとおりです。

法:改正法による改正後の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

旧法:改正法による改正前の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

令:整備令による改正後の災害対策基本法施行令(昭和37年政令第288号)規則:改正府令による改正後の災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令

第52号)

救助法:改正法による改正後の災害救助法(昭和22年法律第118号) 旧救助法:改正法による改正前の災害救助法(昭和22年法律第118号)

記

第一 災害対策基本法の一部改正関係

- I 避難勧告・避難指示の一本化等
- 1. 避難勧告と避難指示の避難指示への一本化等(法第60条第1項等関係)
- (1) 規定を改正した趣旨
- ①避難勧告と避難指示の避難指示への一本化

令和元年台風第19号等による災害からの避難に関するワーキンググループにおいて実施した住民アンケートでは、避難勧告を「避難の準備を始める段階」、「まだ避難を開始すべき段階ではないが自主的に避難する段階」と誤って認識している人が多いことや、実際に避難するタイミングが避難勧告であると回答した人は約4分の1と限定的であるなど、避難勧告で避難すべきであることが理解されていないことが明らかになった。

また、避難勧告と避難指示の違いが理解されておらず、避難指示が発令されるまで避難しない、いわゆる「指示待ち」の人が依然として多いことも明らかになった。

さらに、令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ(以下「避難情報等SWG」という。)において、実際に避難情報の発令を行っている市町村長に対し実施したアンケートにおいても、避難勧告と避難指示については、

- ・現行制度は避難のタイミングが2つあるようで分かりづらく避難行動 を起こしづらい
- ・住民からするとどちらも避難するという意味では一緒であり、また勧告 と指示の違いを理解している住民は多くなく、区別することに意味がな い
- ・2段階あると避難勧告では避難しなくていいと誤解され、指示待ちにつ ながるおそれがある

等の理由から、避難勧告と避難指示を避難指示へ一本化し、同じ警戒レベル (警戒レベル4)として発令する避難情報を一つにすることを求める意見が 示された。 以上を踏まえ、避難勧告と避難指示を避難指示へ一本化することとした。

②「必要と認める居住者等」への避難指示

旧法における避難勧告と避難指示は「必要と認める地域」の「居住者等」 (居住者、滞在者、通過者等のその地域にいるすべての者(法第49条の7)) に対し発令することとなっていた。

他方、「居住者等」のうちには、ハザードマップの整備等により浸水想定 (浸水深、浸水継続時間等)が明確化されることで、上階への移動や上階で の待避等により屋内で安全を確保できる住民も存在している。しかしながら、 旧法では、発令対象区域の居住者等の全員に対して避難のための立退きを指 示せざるを得ない規定であった。

このため、例えば、浸水想定区域内のマンション低層階や平屋に居住する者等の「必要と認める居住者等」に発令することができるよう、すなわち上層階の居住者等に対し必ずしも立退きを指示しないことが可能となるよう避難指示の対象を「必要と認める地域の必要と認める居住者等」とすることとした。

(2) 留意事項

この規定に基づき、水害・土砂災害において、市町村長は警戒レベル4避難指示を発令し、住民の避難を促すこととなる。同避難情報の発令及び基準の検討等に当たっては、「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月(内閣府防災担当))を参考とされたい。

なお、改正法施行日の以前に発令された避難勧告等については、改正法の 経過措置により、改正法施行後も避難勧告等としての効力は継続することと なることに留意されたい(そのため、解除も避難勧告等として解除を行うこ ととなる。)。

2. 緊急安全確保措置の指示(法第60条第3項等関係)

(1) 規定を改正した趣旨

避難情報等SWGにおいて実施した市町村長アンケートでは、

- ・警戒レベル4の発令後、更に状況が悪化した段階において、垂直避難を 促すため、市町村長が発令する情報も必要である
- ・警戒レベル5災害発生情報は、とるべき行動が分かりにくく、また市町 村が災害発生を確認できないことが多いため有効に機能していない 等の意見があった。

そのため、避難勧告と避難指示の一本化に併せ、災害が発生・切迫した状況において避難指示の対象者のうち、市町村長が必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、状況が切迫していることを伝え、高所への移動、近

傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置(以下「緊急安全確保措置」という。)を指示できるようにすることとした。

- (2) 旧法における「屋内での待避等の安全確保措置」との違いについて 災害が発生し、又はまさに発生しようとするときに身の安全を直ちに確保 するには、あえて指定緊急避難場所等への避難のための立退きをせずに、
 - ・浸水しないよう少しでも高い場所(上階・屋上等)に移動すること
 - ・土砂災害の危険がある場所から少しでも離れた場所(近傍の堅固な建物等)に移動すること
 - ・屋内(のうち窓から離れた場所等)に留まること 等が想定される。

旧法において規定される屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。)は、その行動が屋内での行動に限定されるため、身の安全を直ちに確保するための行動として想定される近傍の堅固な建物等の屋外への移動は当該措置の対象とされていないことから、上記の屋外への移動も含む身の安全を直ちに確保するための行動を「緊急安全確保措置」として指示できるように改正を行ったものである。

(3)「事態に照らし緊急を要すると認めるとき」という要件について

旧法においては、屋内での待避等の安全確保措置を「避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき」に発令することとしていたが、緊急安全確保措置については、当該要件に加え、「事態に照らし緊急を要すると認めるとき」という要件を追加することとした。

これは、既に災害が発生している又は災害の発生が極めて差し迫った状況 すなわち事態に照らし緊急を要する条件下において、通常、遠方の指定緊急 避難場所への避難のための立退きは控えるべきであっても、近傍の堅固な建 物への退避等の緊急的に立退く行動については緊急安全確保措置として指 示できることとするためである。

(4) 留意事項

この規定に基づき、水害・土砂災害において、市町村長は警戒レベル5緊急安全確保を発令し、住民の緊急的な身の安全の確保を指示することとなる。 ただし、災害が既に発生・切迫した段階において市町村が災害の状況を把握するのは極めて困難であり、緊急安全確保は必ず発令される情報ではないこ とから、住民に対して、警戒レベル5緊急安全確保の発令を待つことなく、 警戒レベル4避難指示までに必ず避難すべきことについて十分に周知され たい。同避難情報の発令及び基準の検討等に当たっては、「避難情報に関す るガイドライン」(令和3年5月(内閣府防災担当))を参考とされたい。

3. 警報の伝達及び警告を行うに当たっての配慮(法第56条第2項関係)

(1) 規定を改正した趣旨

高齢者や障害者等の要配慮者については、災害発生前にある程度の時間的 余裕を持って避難を開始することが重要であるが、旧法においては、避難勧 告・指示が発令された場合に要配慮者の適切かつ円滑な避難の確保が図られ るための要配慮者に対する特段の配慮について規定されているのみであり、 その発令の前段階からの要配慮者に対する早期の避難を促すための情報に ついて規定しているものではなかった。

このため、今般の法改正において、要配慮者に対して、予想される災害の 事態等の通知又は警告をするに当たっては、その円滑かつ迅速な避難の確保 が図られるよう必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとした。具 体的には、要配慮者が安全に避難できるタイミングであり、このタイミング で避難を開始することが望ましい旨を伝達することを想定している。

(2) 留意事項

この規定に基づき、水害・土砂災害において、市町村長は警戒レベル3高齢者等避難を発令し、避難に時間を要する要配慮者の避難を促すこととなる。同避難情報の発令及び基準の検討等に当たっては、「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月(内閣府防災担当))を参考とされたい。

また、普段から避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等を通じて、 要配慮者の把握及び具体的な避難方法の検討に努めるとともに、要配慮者及 び支援者に対して着実に災害に関する情報が伝達されるよう、ハザードマッ プや防災訓練等を通じて、災害に関する情報の住民等への伝達経路や伝達手 段、情報の入手方法等について周知を図る必要がある。

Ⅱ 個別避難計画の作成

1. 個別避難計画(法第49条の14から第49条の17まで関係)

(1) 規定を設けた趣旨

東日本大震災の教訓として、障害のある人、高齢者、外国人、妊産婦等について、情報提供、避難、避難生活等様々な場面で対応が不十分な場面があったことを受け、これらの者に係る名簿の整備・活用を促進することが必要

とされたことから、法上に、市町村に対して避難行動要支援者名簿(以下「名簿」という。)の作成が義務付けられた。併せて、名簿に掲載された避難行動要支援者の避難の実効性を確保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等をあらかじめ定める個別避難計画の作成を進めることが適切であるとの考えを「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月(内閣府防災担当))(以下「取組指針」という。)において示し、市町村においては、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せ等を行いながら、個別避難計画の作成が行われてきた。

しかしながら、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨など近年の災害においても、高齢者をはじめとする避難行動要支援者が被害にあっており、個別避難計画の作成も十分とはいえない状況であった。(個別避難計画の作成状況:①名簿掲載者の全部について作成済の市町村数 9.7%②名簿掲載者の一部について作成済の市町村数 56.9%③名簿掲載者について未作成の市町村数 33.4%(令和2年10月1日時点))

こうした状況等を踏まえ、令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の 避難に関するサブワーキンググループ(以下「高齢者等SWG」という。) において、専門家、防災実務者等から個別避難計画の作成を一層推進するこ とにより、高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図る必要があるとの意見が出さ れた。

このため、改正法では、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)の作成を市町村の努力義務とするとともに、個別避難計画の作成に必要な個人情報の利用及び個別避難計画の活用に関する平常時と災害発生時における避難支援等関係者(消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。以下同じ。)への情報提供について、個人情報保護条例並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び今国会に提出されている「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」による改正後の個人情報保護法(以下「改正個人情報保護法」という。)との関係を整理の上、規定を設けることとしたものである。

なお、個別避難計画の作成・活用に係る具体的な手順等については、取組 指針を改定し示す予定としており、それを踏まえ、適切に対応されるよう取 り計らわれたい。

(2) 個別避難計画の作成(法第49条の14)

①個別避難計画の作成(第1項)

ア) 個別避難計画の作成の努力義務化

個別避難計画については「市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画(以下「個別避難計画」という。)を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。」とされ、市町村に個別避難計画の作成に関する努力義務の規定が設けられた。本項ただし書きの規定は、個別避難計画の作成について避難行動要支援者本人の同意が得られない場合には、当該避難行動要支援者から避難支援等に必要な情報が得られず、また、災害発生時の当該避難行動要支援者の行動も計画できないことから、市町村長の個別避難計画作成の努力義務はかからないこととしたものである。

なお、同意が得られない場合でも、市町村長は、引き続き、当該避難行動要支援者の同意が得られるよう働きかける努力は継続する必要がある。また、法第49条の15第4項((3)④関係)に基づき、当該避難行動要支援者の避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をする必要がある。

同意を得るためには、福祉専門職や民生委員などを含め、日常から関係性 のある人が関与することにより同意につながることがあることに留意すべ きである。

イ)優先度に応じた個別避難計画の作成

市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対し、計画が作成されるよう、優先度が高い者から個別避難計画を作成することが適当である。市町村が必要に応じて作成の優先度を判断する際の考慮すべき点としては、次のようなことが挙げられる。

- ・地域におけるハザードの状況(浸水想定区域(水防法)、津波災害警戒区域・津波災害特別警戒区域(津波防災地域づくり法)、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)、噴火に伴う火山現象による影響範囲(活動火山対策特別措置法(基本指針)に基づく火山災害警戒区域)等)
- ・当事者本人の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度
- ・ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

このように個別避難計画の作成に当たり、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者については、特に優先的に作成すべきである。また、家族が高齢者であること、同居家族の一時的な不在や昼間独居など、避難行動要支援者本人が独り残されて被災する可能性がある場合は、優先度を判断する際に

留意が必要である。

計画作成の優先度が高いと、現時点において、市町村が判断する者については、地域の実情を踏まえながら、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたい。

また、個別避難計画は、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要がある。関係者のうち、特に、福祉専門職は、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できることから、個別避難計画の作成の業務に福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。

この個別避難計画の作成に関し、個別避難計画作成の所要経費については、 令和3年度に新たに地方交付税措置を講ずることとされている。加えて、市 町村の円滑な作成を推進するため、

- 作成手順などを明示した取組指針の提示
- ・ 令和3年度に、優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の実施
- ・活用の可能性がある既存の補助制度の紹介

といった支援策を実施することとしており、個別避難計画の作成に積極的に 取り組まれたい。

ウ) 個別避難計画の更新

避難行動要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高めるものであり、重要である。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新することとされたい。

更新の考え方(契機、更新が必要となる事情の変更、更新の周期など)に 関しては、名簿と同様に地域防災計画において定めることが適当である。

②個別避難計画情報の提供に関する説明(第2項)

市町村長は、避難行動要支援者から法第49条の14第1項ただし書の同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対して、平常時又は災害発生時における個別避難計画情報の提供について説明しなければならないとされている。説明を要する趣旨としては、(3)③のとおり、災害時においては、避難行動要支援者及び避難支援等実施者(避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。以下同じ。)の同意なく外部提供が可能となるためである。

なお、避難行動要支援者本人から個別避難計画の作成に係る同意を得る ことに併せて、個別避難計画情報の提供に関する上記の説明を行い、当該提 供に係る同意を得ることは差し支えない。

③個別避難計画の記載事項(第3項)

個別避難計画の記載事項には、名簿と同様のものとして法第49条の10第2項第1号から第6号までに掲げる事項のほか、本項第1号から第3号までに掲げる事項がある。名簿と同様のものとしては、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先及び避難支援等を必要とする事由である。これらの事項については名簿と同様の記載事項を記入することが基本となる。

本項第1号の「避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先」は、避難支援等実施者の特定に必要となる基本的な情報として記載を求めるものである。

本項第2号の「避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路 に関する事項」は、避難場所と避難経路の記載を求めるものであるが、避難 経路については、特に浸水想定区域や狭隘部、急勾配、段差等の留意事項が ある場合に、記載を求める趣旨である。

本項第3号の「避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項」については、自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出し品等、市町村が必要と判断した事項を記載等するものである。

なお、個別避難計画の作成が十分に進んでいない市町村においては、特に 必要な内容に絞って記載して作成することから始め、更新の機会等を活用し て記載する内容の充実を図る方法も考えられる。

④個別避難計画作成に必要な個人情報の利用 (第4項)

本項は、個別避難計画の作成に必要な限度で、市町村が保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、市町村の内部で利用することができることを定めたものである。

なお、改正個人情報保護法では、地方公共団体に関する個人情報の取扱いについて規定されることとなるが、改正個人情報保護法が地方公共団体の個人情報保護に関する一般法であるのに対し、名簿及び個別避難計画の個人情報保護についての取扱いは特別法たる法によることとなるため、改正個人情報保護法施行後においても、本項の規定により、市町村内部において個人情報を目的外利用することが可能となる。

⑤個別避難計画作成に必要な個人情報の取得(第5項)

個別避難計画を作成するに当たって必要となる個人情報の収集の円滑化を図るため、市町村長は必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。本項は、市町村長から情報の提供を求められた市町村外部の機関・団体が避難行動要支援者に関する個人情報を市町村長に提供する場合における個人情報保護法制上の根拠を設けたものである。

なお、(2)④と同様の趣旨(特別法の優先適用)により、改正個人情報保

護法施行後においても、本項の規定により、避難行動要支援者に関する情報の提供を求められた市町村外部の機関・団体は、情報を提供することが可能となる。

(3) 個別避難計画情報の利用及び提供(法第49条の15)

平成25年の法改正時の避難行動要支援者名簿制度の創設趣旨は、名簿自体を作成することにあるのではなく、作成した名簿を適切に活用し、避難行動要支援者の生命・身体を災害から保護することであった。

このため、今般の個別避難計画の規定においても、本条で、市町村長が作成した個別避難計画情報が地域の避難支援者に適切に提供され、災害発生時に個別避難計画情報が最大限活用されるよう、個別避難計画情報について市町村内部での利用及び市町村外部への提供に関する取扱いを法律上規定したものである。

①市町村内部における個別避難計画情報の利用(第1項)

本項は、避難支援等の実施に必要な限度で市町村が個別避難計画情報を 内部利用することができるよう法律に根拠を設けたものであり、本項に基づ く個人情報の利用については本人又は避難支援等実施者の同意を得ること を要しない。

②平常時における個別避難計画情報の外部提供(第2項)

本項に基づく個別避難計画情報の事前提供は、これを受領した避難支援 等関係者が避難行動要支援者の災害発生時における避難方法や避難支援の 内容等を事前に把握・検討し、個々の要支援者ごとに個別避難計画の実効性 を高める準備をしておくことを可能とすることを主たる目的としたもので ある。

市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものと規定している。その際、市町村の条例に特別の定めがある場合は、情報の提供について、避難行動要支援者及び避難支援等実施者(以下「避難行動要支援者等」という。)の同意を要しないが、条例に特別の定めがない場合は、避難行動要支援者等の同意を要することとなる。

本項にいう「条例に特別の定めがある場合」とは、外部提供について同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を設けてある場合のほか、「個人情報保護審議会の意見を聴いて、公益上の必要があると認めたとき」のように、個人情報保護条例上の規定を根拠とする場合についても、該当する。

また、(2) ④と同様の趣旨(特別法の優先適用)により、改正個人情報保護法施行後においても、本項の規定により、従前どおり外部提供について同意を不要とする旨を条例上明文で根拠を設けることが可能であり、個人情報

保護条例上の規定を根拠とした場合も同様である。

③災害発生時等における個別避難計画情報の外部提供(第3項)

本項は、災害により避難行動要支援者の生命又は身体に具体的な危険が迫っている状況下においては、個人情報の利用による利益が個人情報の保護による利益に優越するとの判断に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、避難行動要支援者の生命・身体を保護するために特に必要があると認めるときは、市町村長は、避難行動要支援者等の同意を得ることを要せずに、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を外部提供できることを定めたものである。

④個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者への配 慮(第4項)

災害時に、生命・身体を保護するという行政の役割に鑑み、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者に対しても、逃げ遅れ等が発生しないよう、何らかの配慮が必要となる。そのため、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者への配慮規定を設けることとした。

配慮の具体的な内容としては、市町村が、名簿において個別避難計画の作成の有無を分かるようにしておき、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、災害時において、市町村が地元の消防団や自主防災組織等に対してその旨を伝えるようにするなど、それらの者に対する避難支援が円滑かつ迅速に実施される仕組みを整えておくことが考えられる。

(4) 個別避難計画情報を提供する場合における配慮(法第49条の16)

本法に基づく個別避難計画情報の外部提供は、避難行動要支援者に対する 避難支援等に必要な範囲内で、消防機関や警察機関等の行政機関、民生委員 等の個人、市町村社会福祉協議会や自主防災組織等の民間団体に対して幅広 く行われることとなる。

この際、個別避難計画情報の取扱いについては、個人単位では守秘義務を課すことにより秘密保持を図ることとしている(法第49条の17)が、個別避難計画情報が不用意に外部漏えいする危険性を最小化するためには、このような個人単位での措置はもとより、個別避難計画情報を受け取る団体そのものにおいても、個別避難計画情報を取り扱う職員を必要最小限に限定するなど、個別避難計画情報の管理に関し組織単位で適切な措置を講じられることが求められる。

このため、名簿情報の取扱いと同様に、個別避難計画情報の取扱いについてもその適正管理に万全を期す観点から、個別避難計画情報の受領者個人に対する守秘義務と両輪をなすものとして、市町村長に対し、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の漏えい防止のために必要な措置を

講ずることを個別避難計画情報の提供先に求めるなど個人の権利利益の保 護に必要な措置を講ずるよう努めることを義務付けるものである。

(5) 秘密保持義務(法第49条の17)

個別避難計画に記載された個別避難計画情報は、避難行動要支援者に関する心身の機能の障害や疾病に関する情報等といった極めて秘匿性の高い 秘密を含むものである。

このため、個別避難計画情報の提供を受けた者が、正当な理由なくこうした秘密を他者に漏らすことは、避難行動要支援者等はもとより、避難行動要支援者の家族等の権利利益をも不当に侵害することになりかねない。また、個別避難計画情報に含まれる秘密の保持について避難行動要支援者等及び家族等からの信用が十分に得られない場合には、平常時からの個別避難計画情報の提供に対する同意を躊躇させることにもつながり、結果として、地域住民等の「共助」による避難支援等の充実・強化を目的とした個別避難計画制度の実効性を大きく毀損するおそれもある。

本条は、こうした考えから、名簿情報と同様に、個別避難計画情報の不当な漏えいを防止し、もって避難行動要支援者等及び家族等の権利利益の保護並びに個別避難計画制度の信頼性及び実効性の確保を図るため、個別避難計画情報の提供を受けた者に対して守秘義務を課すものである。

市町村においては、本条の趣旨・内容を十分に承知の上、個別避難計画情報を外部に提供する際には、その相手方に法律上の義務内容等を適切に説明するなど、個別避難計画情報に係る秘密保持が徹底されるよう特段の配慮を図られたい。

(6) 留意事項

これまで「個別計画」等の名称で個別避難計画に類する計画を作成していた市町村については、当該計画の内容が、本法に基づき作成される個別避難計画の内容に実質的に相当している場合に限り、改正法の施行後に改めて個別避難計画を作成する必要はない。ただし、この場合においても、個別避難計画の作成方法等について地域防災計画に位置付ける必要があるのでその旨留意されたい。

また、改正法の施行の際現に個別避難計画情報を外部の避難支援等関係者に提供している場合には、当該個別避難計画情報を受領した個人に対して本法に基づく秘密保持義務が課せられるよう、改正法の施行後に改めて個別避難計画情報の提供を行い、法律に基づく秘密保持義務が発生する日が明確になるよう取り計らわれたい。

- Ⅲ 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置及び広域避難に係る居 住者等の受入れに関する規定の措置等
- 1. 災害が発生するおそれがある段階における特定災害対策本部、非常災害対策 本部及び緊急災害対策本部の設置(法第23条の3、第24条及び第28条の 2関係)

(1) 規定を改正した趣旨

避難情報等SWGにおいて、大規模広域避難が必要な「災害が発生するおそれ」の段階で、国、地方公共団体、指定公共機関等が連携して対応する必要があるが、災害発生前に国が災害対策本部を設置できないこと等が課題であるとされた。また、台風進路予報の精度が年々向上するなど気象予報の技術が向上しており、災害発生前の段階においても大規模災害発生の事前予測が一定程度の確度で可能となっている。こうした中、気象庁では、気象警報の発表基準をはるかに超える異常な現象が予想され、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に「特別警報」を発表する取組を平成25年8月から開始しており、例えば、台風に係る特別警報の発表を行う可能性がある場合、その旨を数日前から発表することとしている。

このような情報を災害対応に最大限活かし、令和2年台風第10号における予めの離島住民の島外避難の実施や国等の職員の地方公共団体への派遣の例のように、災害発生時に備えた対応をできるだけ早く取ることが重要である。

以上を踏まえ、災害発生前であっても、国、地方公共団体、指定公共機関等が一体となって迅速に住民等の早期避難等の災害応急対策を実施できるよう、災害が発生するおそれ段階からこれら関係者との総合調整、指示等を行う国の災害対策本部を設置できることとした。

なお、災害が発生するおそれ段階における国の災害対策本部の所管区域については、災害の発生のおそれのある区域が明らかな場合は都道府県単位で告示する。ただし、災害発生前においては、災害発生のおそれのある区域が時々刻々と変化する可能性があり、対象区域についてあらかじめ具体的に特定することは困難な場合、的確かつ柔軟に災害応急対策を行うことができるよう、「〇〇(自然現象の名称)によって被災するおそれのある都道府県」として告示することを想定している。

また、国から被災するおそれのある都道府県に対して、早期避難等の災害 応急対策の検討、準備及び実施を行うよう個別に要請を行うことも想定して いる。

(2) 留意事項

各地方公共団体においては、法第23条及び第23条の2の規定に基づき 都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部を設置する等、災害が発生す るおそれがある段階における災害対策の実施体制を構築されてきたところ であるが、改正法の趣旨を踏まえ、国の災害対策本部との一層の連携につい て留意されたい。

2. 広域避難の協議等及び居住者等の運送について(法第61条の4から第61 条の8まで関係)

(1) 規定を設けた趣旨

昨今、令和元年東日本台風等、災害が大規模化・頻発化する中、気象予報技術の向上等により、大規模災害の事前予測が一定程度の確度で可能となっていることも踏まえ、想定される被害が広域にわたり自らの地方公共団体外への立退き避難が必要であると考えられる場合には、災害の発生後のみならず、災害の発生が予測される場合など、より早い段階から多くの住民の避難行動を促す必要性が高まっており、全国の市町村において広域避難の検討が進められている。

災害の発生が予測される段階における広域避難や避難のための居住者等 の運送は、事前に他の地方公共団体や運送事業者と締結した協定等に基づき 実施されることが基本となるが、

- ・広域避難先として予定していた地方公共団体も被災するおそれが高いため、住民の受入れが困難となる
- ・協定による対応として想定していた規模以上の災害が発生するおそれが ある場合には、追加で他の運送事業者に要請する必要が生じる など、協定等が十分に機能しない事態も想定される。

これらを踏まえ、平常時における地方公共団体間や地方公共団体と運送事業者間の協定締結の促進を図りつつも、災害が発生するおそれがある段階における広域避難等の円滑な実施を確保するため、広域避難の協議や居住者等の運送の要請ができるよう規定を整備することとした。

このほか、市町村長や都道府県知事が適当な協議の相手方を見つけられない場合等において、円滑かつ迅速な広域避難の実施に支障が生じないよう、都道府県知事又は内閣総理大臣による助言規定を設けたものである。

(2)「協議」について

広域避難に際し、地方公共団体の区域で予想される災害の規模、受入れが必要となる要避難者の数、避難先の地方公共団体の収容能力等に関して、様々な状況が想定される。

このため、要避難者の受入れに当たっては、要避難者の受入れの可否に限

らず、具体的な予想される災害の規模、受入要避難者数、受入施設等を含め、 避難元の地方公共団体の長と避難先の地方公共団体の長との間で調整がな された上で判断されることが望ましいことから、「協議」としたものである。 法に規定する協議として、

- ・市町村長(協議元市町村長)による同一都道府県内の市町村長(協議先 市町村長)への協議(第61条の4)
- ・市町村長(協議元市町村長)からの要求を受けた都道府県知事(協議元 都道府県知事)による他の都道府県知事(協議先都道府県知事)への協 議及び協議を受けた当該他の都道府県知事(協議先都道府県知事)によ る関係市町村長(都道府県外協議先市町村長)への協議(第61条の5)
- ・市町村長(協議元市町村長)による他の都道府県内の市町村長(都道府県外協議先市町村長)への協議(第61条の6)

が今般の改正法により創設される。

(3)「正当な理由」の考え方

要避難者を受け入れない「正当な理由」については、例えば、避難先の地方公共団体も災害の発生が予想されること、広域避難時において他市町村の要避難者の受入れを予定していた施設に自市町村の居住者等が既に避難をしており当該施設の収容可能人数を上回っていること、地域の実情により避難行動要支援者等の特段の配慮が必要な要避難者の支援に必要な体制が十分に整っていないこと等が挙げられる。

しかしながら、これらのような場合であってもなお、予想される災害の規模、各市町村の受入状況等によっては、要避難者の受入れを行わなければならないこともあり得るため、「正当な理由」については、個別の災害における種々の状況を総合的に勘案して判断すべきものと考える。

(4) 自己の管理下にない施設を提供する際の留意事項

広域避難の協議を受けた市町村長は、要避難者を受け入れるべき避難場所等を決定することとされているが、自己の管理下にない施設を提供しようとする場合においては、平常時からあらかじめ又は現に災害が発生するおそれがある場合に、当該施設の管理者の同意を得ることが必要となることに留意しなければならない。

なお、業務効率化の観点からすれば、避難場所を指定する際等に広域避難 の用に供することについてもあらかじめ同意を得ておくことが望ましい。

- (5) 通知が必要な者の考え方(法第61条の4第4項及び第6項等関係)
- ①協議元市町村長からの通知が必要な者の考え方

災害発生直後、現に居住者等を受け入れている公共施設その他の施設の管理者に加え、地域防災計画等に基づき避難の支援に携わっている機関(以下「支援機関」という。)が要避難者の広域的な移動がなされることを把握する必要があることや、支援機関が関わりを持つ要避難者に対し広域避難が実施される旨を伝達してもらうことを期待する趣旨で、法第86条の8第6項に規定する規則で定める者を参考に要避難者の支援に関係することが想定される機関を規則で列記したものである。

しかしながら、そのすべての機関に通知を行わなければならないものではなく、市町村長の判断で実際に避難の支援に関係している機関のみに通知を行えばよい。

また、規則の「その他協議元市町村長が必要と認める者」は、関係指定地 方行政機関、関係指定公共機関・関係指定地方公共機関、関係公共的団体(都 道府県公安委員会を含むことは、規則第8条の2に規定する関係公共的団体 と同じ。) その他民間企業等であって地方公共団体との協定等により実際に 避難の支援に関わっている者のうち、「市町村長が必要と認める者」を想定 している。

②協議先市町村長からの通知が必要な者の考え方

上記①と同様であり、要避難者を受け入れるに当たって関係することとなることから、市町村長が必要と認める行政機関及び民間企業等に通知することを想定している。

(6) 市町村長による都道府県外広域避難の協議等(法第61条の6関係)

災害発生後の対応である広域一時滞在に比して、広域避難においては、災害が発生するまでの短期間に、かつ、できる限り早期に市町村の区域内の居住者等の安全を確保する必要がある。

例えば、市町村が法第61条の5の規定による都道府県外広域避難の実施を検討し始めていたものの、気象の状況が急に著しく悪化するなど事態が急迫した場合において、当該市町村の区域の居住者等の生命または身体を保護するため都道府県外広域避難を緊急的かつ迅速に実施する必要が生じうる。そのような「事態に照らし緊急を要すると認めるとき」においては、市町村長は、他の都道府県内の他の市町村長に対し、都道府県外広域避難の協議を行うことができることとした。

(7) 都道府県知事及び内閣総理大臣による助言(法第61条の7関係)

助言の内容としては、避難の受入れの候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力(施設数、施設概要等)、気象の予測、交通渋滞の状況等が考えられる。

(8) 留意事項

これらの規定に基づき、市町村長及び都道府県知事は広域避難の協議等を行うことができることとなるが、円滑かつ迅速な広域避難の実施のためには 平常時からの検討、他市町村・事業者等との協定の締結、住民への周知徹底 が重要であり、水害時の広域避難の検討等に当たっては、「水害からの広域 避難に関する基本的な考え方」(令和3年5月(内閣府防災担当))を参考と されたい。

3. 地方公共団体間等の応援の要求(法第67条、第68条及び第74条から第74条の4関係)

(1) 規定を改正した趣旨

今般の改正により、災害が発生するおそれがある段階から適用可能な措置として、国の非常災害対策本部等の設置(法第24条等)、広域避難の協議(法第61条の4等)等を規定し、防災体制の強化や広域避難の実効性の確保を図ることとしている。

この点、これらの規定によるものに加え、大規模な災害発生前の対応について万全を期すためには、災害が発生するおそれがある段階からの国・都道府県・市町村・民間団体等の相互間における人的支援・職員派遣等、関係機関の連携による災害応急対策の実施体制の強化に資する規定についても整備しておく必要がある。

災害が発生するおそれがある段階からの人的支援・職員派遣として、具体的には、

- ①特別警報を発表するような台風の接近に伴い、ライフライン(電力・通信・水道・ガス等)が被害を受ける場合に備えて、都道府県知事からの求めに応じ、指定行政機関等から災害発生前に被害を受けるおそれのある都道府県に応援・派遣職員を送り、災害発生後にライフライン事業者等と円滑かつ迅速な復旧に取り組む体制を整えておくこと
- ②また、広域避難の実施に際しての人的支援・職員派遣としては、
 - ア) 法第61条の4、第61条の5又は第61条の6の規定に基づく協議により、広域避難又は都道府県外広域避難を実施する場合において、協議先市町村長又は協議元市町村長が、自らの属する都道府県の知事に対し避難所運営や避難誘導等の人的支援・職員派遣を求めること
 - イ)特定災害又は非常災害が発生するおそれがある場合において、地方 公共団体間の応援のみでは、その予想される事態の甚大性から避難誘導 等に必要とされる数の人的支援の確保が困難な場合等において、都道府 県知事が指定行政機関の長等に対し人的支援を求めること

等が想定される。

そのため、旧法において、災害が発生した場合において適用できることと されている、

- ①: 市町村間及び市町村と都道府県間(法第67条、第68条及び第74条)
- ②: 都道府県間(法第74条の2)
- ③:①及び②の応援の円滑な実施のための国による調整(法第74条の3)
- ④: 都道府県と指定行政機関等間(法第74条の4)
- の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とする。

(2)「正当な理由」の考え方について

応援を行わない「正当な理由」については、例えば、要請を受けた市町村が被災する可能性が高く応援のための職員を確保できないこと、応援のための職員が現地に向かう上で被災する可能性が高いこと等が挙げられる。

4. 費用負担の考え方について

法第91条において「法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、災害予防及び災害応急対策その他この法律(災害対策基本法)の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。」とされている。また、この原則を踏まえ、応援に要した費用については、法第92条の規定により、応援を受けた地方公共団体の長等の属する地方公共団体が負担しなければならないこととされている。

今般の改正法により新設される事務についても、以下の(1)~(3)の とおり、これらの費用負担の原則が適用されるものである。

(1) 広域避難

広域避難に際し、地方公共団体が居住者等の受入れについて、他の地方公 共団体に協議を行い、当該居住者等の受入れが行われた場合には、法第91 条に基づき協議元地方公共団体が原則として費用を負担する。

(2) 居住者等の運送

居住者等の運送については、居住者等の運送を要請又は指示した都道府県が、指定公共機関又は指定地方公共機関との間に運送契約を締結し、法第9 1条に基づき費用を負担することが想定される。

(3) 応援の要求

災害が発生するおそれがある段階での法に基づく応援を実施するために 要した費用についても、法第92条に基づき応援を受けた地方公共団体の負担とする。

また、法に規定する都道府県知事又は内閣総理大臣による応援の要求等に 基づき行われた応援に要した費用についても、応援を受けた地方公共団体の 負担とする。

5. 施策における防災上の配慮等(法第8条第1項関係)

改正法により、広域避難の協議等の規定が設けられることに伴い、また、 広域避難の実施に当たっては平常時からの検討及び関係機関との協定の締結が効果的かつ重要であることから、国及び地方公共団体が、災害の発生を 予防し、又は災害の拡大を防止するため、実施に努めなければならない事項 として広域避難の協定の締結に関する事項を追加することとした。

6. 地域防災計画(法第40条第3項及び第42条第4項関係)

改正法により、広域避難の協議等や災害が発生するおそれがある段階で の応援の要求等の規定が設けられることを踏まえ、平常時からの地方公共団 体における地域防災計画の作成に当たって災害が発生するおそれがある段 階についても配慮するものとした。

具体的には、都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとし、また、市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとした。

7. 災害予防(法第46条第1項関係)

改正法により、広域避難の協議等や災害が発生するおそれがある段階での応援の要求等の規定が設けられることを踏まえ、災害の発生又は拡大を未然に防止するために行うものとする災害予防の事項として、災害が発生するおそれがある場合の相互応援の円滑な実施及び民間の団体の協力の確保のためにあらかじめ講ずべき措置に関する事項を追加することとした。

IV 非常災害対策本部長の内閣総理大臣への変更及び特定災害対策本部の新設

1. 非常災害対策本部長の内閣総理大臣への変更(法第25条及び第28条関係)

近年、災害時における円滑かつ迅速な対応についての社会的要請が高まる中、非常災害対策本部においては、高度かつ複雑な調整を要する災害応急対策について、的確かつ迅速な対応が必要とされている。

このような状況を踏まえ、法律上、内閣総理大臣を非常災害対策本部の本部長、関係閣僚を非常災害対策本部の構成員とし、さらに本部長に関係指定行政機関の長への指示権限を付与することなどにより、迅速性や高度な判断・調整が求められる災害応急対策について、その実施体制を強化することとした。

2. 特定災害対策本部の新設(法第23条の3から第23条の7まで、第95条、 第113条及び第115条関係)

(1) 規定を設けた趣旨

近年、災害の大規模化・頻発化が進む中で、災害時における円滑かつ迅速な対応についての社会的要請が高まっており、これまで政府が災害対策本部を設置してこなかった規模の災害についても、大きな被害が生じた場合には、国の関係機関が連携して機動的かつ効果的に災害応急対策を行う必要が生じている。

そこで、政府の災害対策の実施体制を強化するべく、非常災害に至らない規模の災害であって、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、地域の状況等の事情を勘案して災害応急対策を推進するため特別の必要がある特定災害については、当該災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災担当大臣等を本部長とする特定災害対策本部を設置できることとしたものである。

(2) 具体的内容

①特定災害として想定される災害

特定災害として想定される災害は、現行の非常災害対策本部の設置対象となる規模の災害ではないもののうち、特定の地域に集中的に発生して人の生命・身体に急迫の危険を生じさせるような災害を想定しており、例えば、次のような災害が考えられる。

- ・島しょ部において土砂災害や崖崩れ等による被害が生じ、被災地方公共 団体の限られたリソースだけでは対応が困難な中、政府における調整の 下で、迅速に災害応急対策に当たる必要が生じる災害
- ・複数の都道府県の地域に係る災害であり、住民避難や救助について、政府における調整の下で、被災地方公共団体に加え周辺地方公共団体も含めた関係機関等が連携して機動的かつ効果的に災害応急対策に当たる必要が生じる災害

②特定災害対策本部の組織

特定災害対策本部の実施体制については、被災者の救助や避難のための 円滑な輸送等の災害応急対策を迅速に行うための総合調整等が求められる ことから、旧法の非常災害対策本部の体制を踏まえ、以下のとおりとするこ ととしている。

- ・特定災害対策本部長:国務大臣(自然災害においては防災担当大臣、事 故災害においては安全規制等担当省庁の大臣)
- ・特定災害対策副本部長:内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくは その職員のうちから内閣総理大臣が任命する 者(自然災害においては内閣府副大臣(防災担 当)、内閣府大臣政務官(防災担当)及び内閣 危機管理監、事故災害においては安全規制等担 当省庁の副大臣又は大臣政務官)
- ・特定災害対策本部員:内閣官房若しくは内閣府その他の指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから内閣総理大臣が任命する者(関係省庁の局長級)

③特定災害対策本部長の権限

旧法の非常災害対策本部長の権限を踏まえ、特定災害対策本部長に、関係 指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関 及び指定地方公共機関への指示権限を付与することとした。

④特定災害現地対策本部の組織

被災地と特定災害対策本部の連絡調整及び被災地における機動的かつ迅速な災害応急対策推進体制の確立のため、法律上の機関として特定災害現地対策本部を設けることを可能とした。

現地対策本部長及び現地対策本部員は、特定災害対策副本部長、特定災害 対策本部員その他の職員のうちから、特定災害対策本部長が指名することと している。なお、現地対策本部長は、自然災害においては原則として内閣府 副大臣(防災担当)又は内閣府大臣政務官(防災担当)、事故災害において は安全規制等担当省庁の副大臣又は大臣政務官となる。

⑤特定災害現地対策本部長の権限

旧法の非常災害現地対策本部長の権限を踏まえ、特定災害現地対策本部長に、特定災害本部長の権限の一部を委任することができることとした。

⑥費用負担(法第95条)

非常災害対策本部長等の指示と同様に、特定災害対策本部長の指示に基づき地方公共団体の長が実施した応急措置のために要した費用のうち、当該地

方公共団体に負担させることが困難又は不適当なもので政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、国は、その全部又は一部を補助することができることとした。

(7)罰則(法第113条及び第115条関係)

非常災害対策本部等が設置された場合と同様に、特定災害対策本部が設置 された場合に指定行政機関の長の権限の委任を受けた職員が行う保管命令、 報告徴収及び立入検査等に係る罰則についても措置することとした。

(3) 留意事項

各地方公共団体においては、法第23条又は第23条の2の規定に基づき 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部を設置する等、災害時におけ る災害対策の実施体制を構築されてきたところであるが、改正法の趣旨を踏 まえ、国の災害対策本部との一層の連携について留意されたい。

V 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

1. 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加(法第12条第5項関係)

政府の防災体制の強化に向け、災害発生時のみならず、防災基本計画の作成やその実施の推進、重要事項の審議等、平常時における防災対策の立案についても、大規模災害発生時の初動時の知見を持つ内閣危機管理監の知見を踏まえたものとするため、法に規定する中央防災会議の委員として、新たに内閣危機管理監を加えることとした。

第二 災害救助法の一部改正関係

- 1. 災害が発生するおそれがある段階での救助法による救助(救助法第1条から第2条の3まで、第4条、第11条、第13条、第17条及び第30条関係)
- (1) 規定を改正した趣旨

改正法においては、第一のⅢのとおり、特定災害又は非常災害が発生するおそれがある段階から国の災害対策本部の設置を可能とするなど、災害発生前からの災害応急対策の推進のための措置を講ずることとしている。

旧救助法は、災害が発生し、一定規模以上の住家被害が生じた場合などに 適用することとされており、災害の発生していないおそれの段階では、適用 できないこととされてきたが、災害発生のおそれがある段階で国の災害対策 本部が設置される場合には、人の生命又は身体に急迫した危険を生じさせ、 当該災害に係る地域の状況等を勘案して当該災害に係る災害応急対策を国 が関与して推進するため特別の必要がある状況であり、避難の実施に当たっては、都道府県等が中心となって行うことが想定される。

このため、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置した場合において、都道府県知事又は救助実施市の長(以下「都道府県知事等」という。)が、当該本部の所管区域とされた市町村(以下「本部所管区域市町村」という。)の区域内において、救助法を適用することを可能とし、当該都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり現に救助を必要とする者に対しても救助を行うことができることとするとともに、これらの救助について国庫負担の対象とすることとした。

また、災害発生の段階における救助と、発生するおそれがある段階における救助について、適用の関係を明確にするとの観点から、救助法を適用する場合における都道府県知事等による公示に関する規定についても整備することとした。

なお、災害が発生するおそれがある段階での救助を救助法上に追加することに併せ、救助法の目的規定や都道府県知事による連絡調整規定についても改正を行うこととし、事務処理の特例、繰替支弁規定等について、従来の災害発生市町村に本部所管区域市町村を加えることとしている。

(2) 災害が発生するおそれがある段階での救助法の適用について

救助法による救助は、大規模な災害が発生するおそれがある段階において、国が法に基づく災害対策本部を設置した場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域を単位に行われるものであり、具体的な適用の流れは次のとおりである。

- ・気象庁より特別警報を発表するような台風が上陸する予報が出され、その進路や進路上の地域の状況等から大規模な災害が発生するおそれがある場合であって、多数の者の避難の実施の調整が必要となるなど、地方公共団体、関係機関との総合調整が必要となる場合において、国が地域の状況や予想される被害の程度等を総合的に勘案して、特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部のいずれかの災害対策本部を設置する。
- ・Ⅲの1.により、国の災害対策本部の所管区域となる都道府県知事等は、 管内市町村における避難指示等の発令状況や避難の実施の必要性等を 踏まえ、避難所の供与等の救助を必要とすると判断した場合には、救助 法の適用を行う。

なお、救助法を適用するに当たっては、事前に内閣府と連絡調整を図ること。

(3) 救助の公示について

災害が発生するおそれがある段階又は実際に災害が発生した場合において、救助法を適用し救助を行うに当たっては、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示すること。また、当該救助を終了するときも同様にその旨を公示すること。

災害が発生するおそれがある段階における救助(救助法第2条第2項)を 行っていたが、実際に災害が発生し、災害発生の段階における救助(救助法 第2条第1項)に移行する際には、災害が発生するおそれがある段階におけ る救助を終了する旨と、災害発生の段階における救助を行う旨及び当該救助 を行う災害発生市町村とを、同時に公示すること。

公示の方法としては、都道府県等のホームページ等により公表することで 差し支えない。

なお、改正法の施行前から既に旧救助法を適用し、改正法施行後もその状態が継続している都道府県等については、改正法施行後に、改めて当該旧救助法の適用を開始した旨を公示する必要はなく、また、当該旧救助法の適用を終了する旨の公示を省略して差し支えない。

(4) 災害が発生するおそれがある段階での救助の対象

災害が発生するおそれがある段階においては、避難所の供与や、高齢者や 障害者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送といった救助を対象として いる。

具体的には、以下の費用を想定している。

- ① 避難所となる施設の利用料及び光熱水費等
- ② 高齢者や障害者等で避難行動が困難な要配慮者等の輸送のためのバスの借り上げ料や避難支援のための賃金職員雇上費用等
- ③ ①及び②の救助に係る事務費

第三 内閣府設置法の一部改正関係

近年、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨等、政府が非常災害対策本部を設置して対応に当たることが求められる大規模災害が毎年発生するなど、「防災」について、国政上の重要課題としての位置付けが更に高まるとともに、内閣府が実施する防災施策について、南海トラフ地震や首都直下地震への備え、防災意識の啓発・向上など中長期的な視点で取り組んでいくことが求められるなど、防災担当の特命担当大臣に求められる役割は一層高まっている。一方で、実態上、防災担当大臣は、平成13年1月の中央省庁再編以降必ず置かれているものの、内閣府設置法上必置とされていない。

このような状況を踏まえ、頻発化する大規模災害に適切に対応し、国民の 安全の確保に政府一体として取り組むため、防災分野を掌理する特命担当大 臣について、内閣府設置法上必置とし、政府の防災体制について組織面での 一層の強化を図ることとすることとした。

第四 その他

1. 施行期日(改正法附則第1条関係)

改正法の施行期日は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日(令和3年5月20日)である。

その理由は、

- ①避難情報の見直しをはじめとする国民・市町村等に対する十分な周知が 必要となる改正事項
- ②内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加等の任命手続の観点から施行期日を確定させておく必要がある改正事項

があることから、周知のための期間を一定程度設けるため、公布から施行までに一定期間を設けるとともに、施行期日の日付を確定させる必要があった。一方で、近年、災害が大規模化・頻発化する中、通常5月~10月にかけては、梅雨や台風等の風水害への備えが不可欠であり、特に改正後の避難情報の運用については、令和3年梅雨期までに開始をすることが望ましいことから、できる限り早期に施行する必要があり、上記の期日(令和3年5月20日)とした。

2. 検討(改正法附則第4条関係)

政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律による改正後の それぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、 必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと した。

3. 名簿及び個別避難計画に係る個人番号(マイナンバー)の活用(改正法附則 第19条関係)

名簿の運用開始から6年が経過し、99.2%の地方公共団体で作成が完了し、普及が進んできており、今後は、名簿に掲載された情報を随時更新していく作業が重要である。

名簿に記載する情報は、避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所 又は居所、電話番号その他の連絡先に加え、避難支援等を必要とする事由、 その他避難支援等の実施に必要な事項とされており、「避難支援等を必要と する事由」のうち、

- ・視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度
- 要介護区分

などの情報については、市町村や都道府県の福祉部局等が保有する情報であって、マイナンバーに紐づけられた情報であるケースが多いことから、このような既に名簿に掲載され、対象となる個人が特定された避難行動要支援者の情報の更新にあたり、マイナンバーを活用することにより、市町村の事務の負担軽減及び効率化につながることとなる。

また、個別避難計画の記載事項は、名簿の記載事項に加え、避難支援等の 実施に関し市町村長が必要と認める事項等としており、個別避難計画の作成・更新にあたっても、名簿の更新と同様の理由で、マイナンバーの活用が 有効である。

加えて、マイナンバーの活用により、名簿や個別避難計画への記載等した 事項の更新を随時、迅速に行うことが可能となり、避難行動要支援者本人に とっても、迅速に避難支援等の提供を受けることが可能となる。

上記を踏まえ、今般、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の別表第一(個人番号を利用可能な事務を定めたもの)及び同第二(複数機関間における情報連携の対象とする事務・情報を定めたもの)を改正し、上記の障害の種類及びその程度、要介護区分等の情報を情報連携の対象として追加することとした。

なお、名簿及び個別避難計画に個人番号を含んだ名簿情報及び個別避難計画情報を外部提供できるのは、番号利用法第19条各号に該当する場合であるが、個人番号を含まない名簿情報及び個別避難計画情報は外部提供できることに留意が必要である。

4. 指定避難所の公示事項の明確化(改正府令関係)

(1) 規定を設けた趣旨

従前、市町村長は、法第49条の7の規定により準用する法第49条の4の規定により、指定避難所の指定をし、公示をしなければならないものの、令第20条の6第1号から第4号までに定める基準のみに適合するもの(いわゆる一般避難所)と同条第1号から第5号までに定める基準に適合するもの(主として高齢者や障害者等の受入れが想定されるいわゆる福祉避難所)の区別はなされていない。

その点、福祉避難所が指定避難所として公表されると、受入れを想定していない被災者の避難により、福祉避難所としての対応に支障が生ずる懸念が

あることなどから、指定避難所としての福祉避難所の確保が進まないとの指摘がある。

上記のような意見を踏まえ、高齢者等SWGにおいて議論が重ねられ、福祉避難所ごとに、受入対象者を特定してあらかじめ指定の際に公示することによって、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化できる制度を創設することが適当であるとの最終とりまとめが示されたことから、今般、改正府令により、指定避難所の公示事項を規則において明確化し、指定福祉避難所等の指定を促進する。

(2) 具体的内容

公示事項

市町村長は、法第49条の7の規定により準用する法第49条の4の規定により、指定避難所を指定したときは、その旨を都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

規則において、指定避難所の公示事項を明確化し、

- ・令第20条の6第1号から第4号までに定める基準に適合する指定避難 所(同条第1号から第5号までに定める基準に適合するものを除く。以 下「指定一般避難所」という。)を指定したときは、その名称及び所在地 その他市町村長が必要と認める事項
- ・令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難 所(以下「指定福祉避難所」という。)を指定したときは、その名称、所 在地及び受け入れる被災者等を特定する場合にはその旨その他市町村 長が必要と認める事項

を公示するものとした。

②経過措置

改正府令の施行の際現に法第49条の7第1項の規定により、令第20条の6第1号から第4号までに定める基準に適合する指定避難所(同条第1号から第5号までに定める基準に適合するものを除く。)として指定されているものについては、市町村の事務負担等を勘案し、「指定一般避難所」として公示をされているものとみなす経過措置を附則に設けている。

一方で、令第20条の6第1号から第5号までに定める基準に適合する指定避難所(いわゆる福祉避難所)については、今般の改正を踏まえ、公示が必要となるものであり、指定福祉避難所の受入対象者や避難支援等関係者に適切に周知されるよう、速やかに指定福祉避難所の公示をされたい。

5. その他 (附帯決議関係)

衆議院及び参議院の災害対策特別委員会附帯決議において、「国、都道府

県及び市町村の防災会議の委員の任命については、女性、障がい者、高齢者など多様な主体の視点を取り入れることができるよう、制度及び運用の改善に努めること」と決議された。従来から、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要があると周知してきたところであるが、改めてこの点についても留意されたい。

以上